

松江市告示第 124 号

松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成 17 年松江市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(審査会の構成員等) 第 9 条 審査会は、次の者をもって組織する。		(審査会の構成員等) 第 9 条 審査会は、次の者をもって組織する。	
略		略	
委員	政策部長、総務部長、産業経済部長、観光部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、副教育長、財政課長、 <u>建築審査課長</u> 、道路課長、契約検査課長、建設工事監理室長、上席検査官及び検査官	委員	政策部長、総務部長、産業経済部長、観光部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、副教育長、財政課長、 <u>建築住宅課長</u> 、道路課長、契約検査課長、建設工事監理室長、上席検査官及び検査官
2	略	2	略
3	略	3	略

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。